

令和6年度PRT Rデータの概要

－神奈川県内の化学物質の排出量・移動量の集計結果－

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づき、神奈川県内の事業者から届出があった令和6年度の化学物質の排出量・移動量及び国が推計した化学物質の排出量を取りまとめたものです。

- ※ この資料で記載している排出量等の集計値やその割合を表す数値については、表示単位未満を四捨五入により端数処理しています。なお、端数処理のため、合計欄の数値が各数値を合計した数値と異なる場合があります。
- ※ 排出量とは、事業所から環境中に排出された化学物質の量をいいます。
移動量とは、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動した化学物質の量及び下水道へ移動した化学物質の量をいいます。
- ※ ダイオキシン類の届出排出量及び移動量については、重量（kg）ではなく、毒性等量（mg-TEQ）で届出を求めているため、集計の合計値から除いています。

令和8年9月

神奈川県環境農政局環境部環境課

— 目次 —

1	概況	1
(1)	届出事業所数、届出排出量、届出移動量、届出外排出量、全排出量	
2	届出排出量・届出移動量	2
(1)	業種別・市町村別の届出集計結果	
(2)	届出排出量・届出移動量と内訳（排出先・移動先）	
(3)	届出排出量・届出移動量の上位 10 物質	
(4)	届出排出量の上位 10 物質	
(5)	届出移動量の上位 10 物質	
(6)	届出排出量の排出先ごとの内訳	
ア	大気への届出排出量の上位 10 物質	
イ	公共用水域への届出排出量の上位 10 物質	
ウ	土壌への排出	
エ	事業所における埋立処分	
(7)	届出移動量の移動先ごとの内訳	
ア	廃棄物としての届出移動量の上位 10 物質	
イ	下水道への届出移動量の上位 10 物質	
(8)	業種別の届出排出量・届出移動量の内訳	
ア	届出排出量・届出移動量の上位 10 業種	
イ	届出排出量の上位 10 業種	
ウ	届出移動量の上位 10 業種	
(9)	特定第一種指定化学物質の物質別届出排出量・届出移動量	
(10)	届出排出量・届出移動量の経年推移	
3	届出外排出量	10
(1)	届出外排出量の内訳（対象業種、非対象業種、家庭、移動体）	
(2)	届出外排出量の上位 10 物質	
(3)	対象業種からの届出外排出量の上位 10 物質	
(4)	非対象業種からの届出外排出量の上位 10 物質	
(5)	家庭からの届出外排出量の上位 10 物質	
(6)	移動体からの届出外排出量	
ア	移動体からの届出外排出量の上位 10 物質	
イ	移動体の種類別届出外排出量	
4	全排出量（届出排出量・届出外排出量の合計）の上位 10 物質	14
別紙 1	都道府県別の届出事業所数・届出排出量・届出移動量・届出外排出量・全排出量	
別紙 2	業種別の届出事業所数・届出排出量・届出移動量	

別紙 3 市町村別の届出事業所数・届出排出量・届出移動量

別紙 4 物質別の届出排出量・届出移動量・届出外排出量・全排出量

PRTR制度

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する仕組みです。PRTRはPollutant Release and Transfer Registerの略称です。

届出事業所数

神奈川県内で届出のあった、PRTR制度の対象となる事業所数のことをいいます。

PRTR制度の対象事業者は、次の3つの要件をすべて満たす事業者であり、届出は事業所ごとに行います。

1. 対象業種として政令で指定している24種類に属する事業を営んでいる事業者
2. 常時使用する従業員の数が21人以上の事業者
3. いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量（年間製造量と年間使用量を合計した量）が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）の事業所を有する事業者等又は、他法令で定める特定の施設（特別要件施設）を設置している事業者

届出排出量

事業所から届け出られた排出量のデータのことをいいます。大気への外出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分に分けられます。

届出移動量

事業所から届け出られた移動量のデータのことをいいます。下水道への移動、事業所の外への移動（廃棄）に分けられます。

届出外排出量

届出対象外の事業所からの排出量（推計値）のことをいいます。対象業種、非対象業種、家庭、移動体からの排出量が、国によって推計されています。

全排出量

届出排出量と届出外排出量の合計のことをいいます。

対象業種からの届出外排出量

対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満のため、届け出していない事業所からの排出量（推計値）のことをいいます。

非対象業種からの届出外排出量

届出の対象となる業種に該当しない事業所からの排出量（推計値）のことをいいます。

家庭からの届出外排出量

家庭（塗料、防虫剤、除草剤、洗淨剤等）からの排出量（推計値）のことをいいます。

移動体からの届出外排出量

移動体（自動車、二輪車、船舶、鉄道車両、航空機等）からの排出量（推計値）のことをいいます。